

平成20年第4回中頓別町議会定例会会議録

○議事日程（第2号）

平成20年12月15日（月曜日） 午前10時00分開議

- 第 1 発議第 1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 2 議案第 1号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 3 議案第 2号 中頓別町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について
- 第 4 議案第 3号 中頓別町環境基本条例の制定について
- 第 5 議案第 4号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算
- 第 6 議案第 5号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第 7 議案第 6号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算
- 追加日程第1 発議第 2号 事務検査に関する決議（案）
- 第 8 閉会中の継続調査申出について

○出席議員（8名）

- | | |
|--------------|--------------|
| 1番 西原 央 騎 君 | 2番 本 多 夕紀江 君 |
| 3番 東海林 繁 幸 君 | 4番 村 山 義 明 君 |
| 5番 星 川 三喜男 君 | 6番 柳 澤 雅 宏 君 |
| 7番 藤 田 首 健 君 | 8番 石 神 忠 信 君 |

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|---------------------|-----------|
| 町 長 | 野 邑 智 雄 君 |
| 教 育 長 | 米 屋 彰 一 君 |
| 総 務 課 長 | 遠 藤 義 一 君 |
| 総 務 課 主 幹 | 神 成 和 弘 君 |
| ま ち づ くり
推 進 課 長 | 小 林 生 吉 君 |
| 産 業 建 設 課 長 | 柴 田 弘 君 |
| 産 業 建 設 課 参 事 | 中 原 直 樹 君 |
| 保 健 福 祉 課 長 | 奥 村 文 男 君 |
| 保 健 福 祉 課 参 事 | 竹 内 義 博 君 |
| 教 育 次 長 | 石 川 篤 君 |

会 計 管 理 者	高 井 秀 一 君
国保病院事務長	青 木 彰 君
南宗谷消防組合	鳥 田 博 君
中 頓 別 支 署 長	
こども館館長	平 中 静 江 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	和 田 行 雄 君
議 会 事 務 局 書 記	田 辺 めぐみ 君

◎開議の宣告

○議長（石神忠信君） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付した議事日程第2号のとおりです。

（午前10時00分）

◎発議第1号

○議長（石神忠信君） 日程第1、発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 発議第1号についてご説明申し上げます。

平成20年12月15日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、東海林繁幸。同じく西原央騎。

議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

条文改正の前に、議案提出の理由を申し上げます。本年6月1日に成立した地方自治法の一部を改正する法律により議会活動の範囲がより拡大され、議員の職責は増しているところであるが、自治体財政健全化法により本町は早期健全化団体になることが確実な情勢であり、さきの決算審査特別委員会においても議員や特別職の報酬削減を行い、町財政の再建に取り組むことが意見として付されたことから、本条例案を提出する。なお、改正案では役職上位者の報酬を大幅に削減したものの、若者や主婦層などが議員に立候補しやすい環境を維持することも考慮し、一般議員の削減率は低く抑えた。この改正により年間84万、率にして4.53%の議員報酬が削減される内容でございます。

改正案と現行の比較表で、議長は現行24万7,000円を21万円とし、副議長は20万1,000円を19万円とし、委員長である議員、月額19万円を18万5,000円とする。さらに、議員は月額17万9,000円を月額17万6,000円とするとし、この条例を平成21年4月1日から施行するとしております。

この件については、特にいついつまでというようなことは規定しておりません。そういう意味では、現状の財政状況を認識した今日の状況からの判断の提案でありまして、これがまた別な状況に変わったときにはさらに減額または増額もあり得るということをし添えて、提案させていただきます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより発議第1号について採決します。

お諮りします。本件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号 議会の議員報酬額及び費用弁償並びにその支給に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第1号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第2、議案第1号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野邑智雄君） 議案第1号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、石川教育次長に説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 石川教育次長。

○教育次長（石川 篤君） 議案第1号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

4ページをお開きください。中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例の改正要旨であります。中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例は、平成21年3月31日をもって、小頓別小中学校が閉校となるため改正するものであります。

2ページをお開きください。中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例。

中頓別町立学校設置条例（昭和44年中頓別町条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 中小頓別小学校の項を削る。

別表第2 中小頓別中学校の項を削る。

附則、この条例は、平成21年4月1日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、これより討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第1号について採

決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 中頓別町立学校設置条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号

○議長(石神忠信君) 続きまして、日程第3、議案第2号 中頓別町生活安全条例の一部を改正する条例の制定の件を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(野呂智雄君) 議案第2号 中頓別町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長(石神忠信君) 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長(小林生吉君) 議案第2号 中頓別町生活安全条例の一部を改正する条例の制定について。

中頓別町生活安全条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

5ページをお開きいただきたいと思います。国において犯罪被害者等基本法が平成16年に施行され、それに伴う基本計画が17年12月に閣議決定されております。北海道におきましても昨年3月において犯罪被害者等支援基本計画を策定をしているところでありまして、枝幸警察署から本条例の制定等についての要請を受けまして、これに対応して本条例を改正をしたいというものであります。

2ページお開きいただきたいと思います。第1条中「、自主的な安全活動を推進し、及び生活環境を整備する」を「自主的な安全活動推進と生活環境整備をするとともに犯罪被害者等が受けた被害から立ち直り再び地域で平穏に過ごせるよう支援する」に改める。

第2条に次の1号を加える。

定義でございますが、犯罪被害者等ということで、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第2条第2項に規定する被害者等をいう。

第3条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 町は、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再被害防止を図るため、必要な情報の提供及び助言を行う等必要な施策を講ずるものとする。

第4条に次の1項を加える。

2 町民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することがないように十分配慮するとともに、町及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援のための施策を理解し、これに協

力するよう努めなければならない。

附則として、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 第1条第2項になるのかな、町は犯罪被害者等が受けた被害を回復し、軽減し、被害防止を図るための必要な情報の提供、言葉ではわかったような気がするのだけれども、内容的に言うと、どういうことがあり得るのか、この辺解説してほしいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） お答えいたします。

本条例の実際の運用につきましては、まず基本的には枝幸警察署と連携をして、警察署のほうから、持っている情報等を踏まえ、本町における犯罪被害者が発生した場合について適切な対応をしたいということになります。それで、具体的に犯罪被害者に対する基本的な施策としては、相談、情報の提供のほか、損害賠償の援助だとか、給付金、医療サービス、福祉サービス、こういったものに対する国としての対応があったりいたします。あと、居住や雇用の安定、それから刑事に関する手続の参加等々の犯罪被害者に対する施策が国における基本法においても制定されておりますし、これを踏まえた道のほうでの先ほど申し上げました計画の中にこれらの施策が盛り込まれております。こういったことに対して、町としても先ほど申し上げましたように枝幸警察署と十分連携の上で、こういう被害者の方がおられた場合については対応していくというようなことになると思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 要するに例えば放火された、火災に遭ったという、その火災の、これはその回復について、例えばの話だけれども、保険金も入らないというようなときに、そういった面で国、道の差し伸べる援助に対応した対応が町としてできるのかどうか、その辺のことを聞いている、具体的に言うと。例えば殺された、殺人事件が起きた、そしてそれによって場合によっては経済的な負担がとんでもなく広がった、精神的な負担がある、そういった意味の回復というのは非常に難しいだろうと思うのです。それを言葉では、文章ではすらすら言ってしまって、説明もすらすら言うのだけれども、現実にはどんなことが町はできるのですかということを知りたいです。その辺なのですが。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） おっしゃるとおりこういった特殊な状況にある方について、全く素人である担当者が全面的に対応して解決するということについては難しい面が多々あるというふうに思います。そういう意味では、窓口としての機能をしっかり果たして、1次的な対応をできるようにきちんと対応するということになると思いますし、それは今議員おっしゃったような対応に関する警察署であるとか、さまざまな専門家との

結びつきをしっかりとやると、そういったような対応が町のほうの基本になるのではないかというふうに思います。いずれにしても、本条例の町として制定する趣旨は、やっぱり地域がこういう犯罪被害者に対してしっかりと温かく見守り、手を差し伸べていこうと、そういうようなネットワークを警察署と市町村が組んでいくということが一番重要な趣旨であるというふうに考えております。そういう意味で専門的などいうところでは及ばないですけども、できるだけ親身になった対応を窓口である市町村が務めるということになるのではないかと思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん、いいですか。

○3番（東海林繁幸君） ええ、いいです。これ以上はいい。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 私も具体的な、いわゆる必要な施策を講ずるところが大変どういう形で持っていくのかなと。警察と連携をとるということは当然あり得ることなのだけれども、被害を受けた犯罪被害者と今度はいわゆる町の施策を講ずるときの接点というのがどういう形で接点を持つのかなというのがちょっと私は気になるのです。犯罪被害者が役場へ相談に来たら、それはそのときは対応しますよという形なのか、やっぱりケアとして、精神的なケアも含めて、何か困ったことはありませんかということで、こっち側から積極的にいくのか、その点どういう形で持っていくのか。それは、1課でケアをしていくということになれば、それは1課で済むことでもなければ、保健福祉課や何かともいろいろ連携をとるような形には最終的になるのだろうと思うのですけれども、犯罪被害者との接点をどういう形で持っていくのか、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） まず、1次的にこういう被害者の方がおられることについて町に情報が来るような仕組みとは必ずしもなっていないです。ですから、この辺については枝幸警察署が本町との関係でいくと、やっぱり窓口になるというふうになると思います。そういう面では十分連携をして、そういう被害者の方がいて、支援が必要な状況の方がいないかということについて十分な情報の共有を図った上で、待っているということではなくて、その上で必要な場合については当然町としても今言われたように出向いて、状況を確認したりというようなことは必要になるというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、議案第2号について採決します。

本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号 中頓別町生活安全条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第4、議案第3号 中頓別町環境基本条例の制定の件を議題とします。

提出者より簡略に提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第3号 中頓別町環境基本条例の制定について、小林まちづくり推進課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 小林まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（小林生吉君） 議案第3号 中頓別町環境基本条例の制定について。

中頓別町環境基本条例を別紙のとおり制定する。

10ページに制定の趣旨を記載しております。本町は、現在の第6期総合計画において自然と共生する地域づくりを柱に据えて策定され、森や川、農地を大切に守りながら人と自然が一緒に生きていくための基本となる仕組みをつくり、守り続けていくことを施策として盛り込んでおります。これまで多くの町民が参加し、多くの時間をかけ、多くの議論を重ねながら町民主体で環境のことを考えてきました。この中頓別町環境基本条例案は、そうした取り組みの集大成であり、豊かな環境を未来に向けて歩み続ける子供たちのために残していきたいという強い思いが込められたものとなっています。町としていつまでも変わることなく、環境の保全と、それをさらに豊かなものにしていくための創造的な活動をしっかりと進めていくため、この条例を提案するということでもあります。

本文については、書面のとおりですので、省略させていただきたいと思っております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、ただいま議案となっております議案第3号は、会議規則第39条第1項の規定により、いきいきふるさと常任委員会に付託し、閉会中の継続審査にしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号はいきいきふるさと常任委員会に付託することに決定しました。

◎議案第4号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第5、議案第4号 平成20年度中頓別町一般

会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第4号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算につきましては、遠藤総務課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 議案第4号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算についてご説明をさせていただきます。

1 ページですが、第1条、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ2,072万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億5,090万6,000円とするものです。

次に、事項別明細書、歳出からご説明させていただきます。6 ページをごらんください。2 款総務費、1 項1 目一般管理費では、既定額に1 万8,000 円の追加補正で、内容は特別職報酬等審議会委員の報酬を計上するものです。

5 目企画費では、既定額に4 8 9 万3,000 円を追加補正するもので、内容は河川整備のあり方を検討する町民懇話会の経費で8 節報償費で1 2 万円、9 節旅費で1 1 万1,000 円を新規に計上、総合開発委員会関係費として1 節で委員報酬として4 万1,000 円、9 節で費用弁償分として4,000 円を追加し、1 5 節では地域活性化緊急安心実現総合対策事業としてこども館ふれあい公園整備工事費として3 5 0 万円を新規に計上、1 9 節では地方バス路線維持対策費補助金として1 1 1 万7,000 円を追加計上するものです。

1 1 目情報推進費では、L G W A N 関係システムの更新委託等により1 2 節役務費で6 4 万2,000 円、1 3 節委託料で1 5 3 万7,000 円を新規に計上。

1 5 目防犯対策費では、新規に1 9 8 万円を計上、内容は地域活性化緊急安心実現総合対策事業として車両の購入に関する経費をそれぞれ計上するものです。

2 項1 目税務総務費では、既定額に1 7 万3,000 円を追加し、5 0 2 万3,000 円とするもので、内容は1 3 節で課税電算業務委託として1 2 万2,000 円を追加、1 9 節で年金データの電子化による資料提供における地方税電子化協議会分担金として1 万1,000 円を新規に計上、2 3 節で過誤納還付金として4 万円を追加補正するものです。

3 款民生費、1 項1 目社会福祉総務費では、既定額に4 7 4 万5,000 円を追加し、1,579万2,000 円とするもので、内容は1 節で障害者福祉計画策定委員会委員報酬として3 万9,000 円を新規に計上、関連の消耗品費として1 1 節で5 万6,000 円を追加し、地域活性化緊急安心実現総合対策事業費として車両の購入に関する経費を1 2 節で6 万円、1 8 節で3 8 4 万5,000 円、2 7 節で9 万5,000 円を新規に計上、2 0 節で福祉灯油助成金として6 5 万円を新規に計上するものです。

4 目障害者福祉費では、既定額に1 1 7 万円を追加し、7,271万円とするもので、

内容は障害者自立支援対策推進事業として18節で117万円を新規に計上するものです。

2項2目児童措置費では、既定額に31万円を追加し、1,083万6,000円とするもので、内容は児童手当の追加分であります。

4款衛生費、1項3目環境衛生費では、既定額に122万2,000円を追加し、1億100万2,000円とするもので、内容は19節で南宗谷衛生施設組合負担金として122万2,000円を追加補正するものです。

4目墓地火葬場費では、既定額に19万6,000円を追加し、301万7,000円とするもので、内容は11節で火葬場ボイラー修理費として19万6,000円を計上するものです。

6款農林水産業費、1項2目農業振興費では、既定額に200万円を追加し、6,685万2,000円とするもので、内容は地域活性化緊急安心実現総合対策事業費として19節で振興奨励補助金200万円を新規に計上するものです。

9款消防費、1項1目消防費では、既定額より229万9,000円を減額し、1億4,204万5,000円とするもので、内容は19節で前年度繰越額が確定したことに伴い、南宗谷消防組合負担金を229万9,000円減額補正するものです。

10款教育費、1項2目事務局費では、既定額に30万円を追加し、8,460万9,000円とするもので、内容は19節で小頓別小中学校閉校協賛会補助金30万円を計上するものです。

3項1目学校管理費では、既定額に285万円を追加し、1,238万3,000円とするもので、内容は地域活性化緊急安心実現総合対策事業として13節で中頓別中学校体育館耐震診断事業委託料として215万円を、複写機の老朽化に伴い、18節で複写機購入費として70万円をそれぞれ新規に計上するものです。

4項3目社会教育施設費では、既定額に98万6,000円を追加し、484万4,000円とするもので、内容は地域活性化緊急安心実現総合対策事業として15節で青少年柔剣道場照明機器改修工事費として98万6,000円を新規に計上するものです。

歳出合計、既定額に2,072万3,000円を追加し、30億5,090万6,000円とするものです。

4ページに戻っていただきまして、歳入を説明させていただきます。10款地方交付税、1項1目普通交付税では、既定額に213万4,000円を追加するもので、内容は充当財源の不足分を普通交付税より充当するものです。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金では、既定額に24万4,000円を追加するもので、内容は児童手当対象児童数の変更に伴うものです。

2項5目総務費国庫補助金では、新規に1,494万1,000円を計上するもので、内容は地域活性化緊急安心実現総合対策交付金を新規計上するものです。

15款道支出金、1項2目民生費道負担金では、既定額に3万1,000円を追加するもので、内容は児童手当道負担分として追加計上するものです。

2項1目民生費補助金では、既定額に149万5,000円を追加するもので、6節障害者自立支援対策補助金で117万円を、7節社会福祉費道補助金で32万5,000円をそれぞれ計上するものです。

16款財産収入、2項3目生産物売払収入では、既定額に6万7,000円を追加するもので、中頓別地区町有林緊急間伐工事における素材販売代金の精算に伴うものです。

18款繰入金、1項1目天北線代替輸送確保基金繰入金では、既定額に111万7,000円を追加し、2,299万円とするもので、内容は天北線代替バス運営費分を追加するものです。

20款諸収入、5項1目雑入では、既定額に69万4,000円を追加し、4,721万4,000円とするもので、内容は平成19年度南宗谷衛生施設組合負担金精算還付金を計上するものです。

歳入合計、既定額に2,072万3,000円を追加し、補正後の額を30億5,090万6,000円とし、歳入歳出のバランスをとっておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 事前に調査して大体わかっていたつもりでしたけれども、調査漏れが1点だけありましたので、聞きます。8ページなのですが、障害者福祉費の備品購入なのですが、これはまさに障害者自立支援法のもとの対策なのですか、これらについて障害を持つ子の親や障害者団体と協議したものでしょうか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 団体等とは、協議をしておりません。それで、ここに計上させていただいている備品等につきましては、障害児用遊具等の備品につきましては保育所に設置をする備品でございまして、保育所の中で有効に活用していただくというものでございます。それと、下の拡大読書器及び拡聴器等につきましては、役場庁舎窓口及び保健センター等の窓口に設置をいたしまして、来庁した住民のために使用する備品ということで計上させていただくものでございます。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） これは、障害者のためのものですね。そうではないのですか。そこで、保育所にもこういった子供たちがいるとすれば、それはそれで必要だと思います。しかし、安易に行政側の都合だけでこういったことをすべてやるというのは、これいかなものですか、町長。こういったことこそ障害者自立支援法がとんでもないばか法だと言われている要因の一つにこういうやり方があるのです。本当に障害者のためになるような施策を講じる、末端の町村でそれをできないとすれば、これは大変な問題だと思うのです。だから、これは行政側の都合という言い方をしたけれども、ということは使用する側の意見を聞いていないわけですね。この辺に一番心のこもった施策がどこか抜けているよう

な感じがするのですけれども、これでいいのですか。

○議長（石神忠信君） 町長。

○町長（野邑智雄君） 担当課長の説明不足だったと思います。私は、予算を組むときに保育所等にこういう障害児がいるので、そういうことも含めてそこに設置をすると、こういう話を聞いておりますから、先ほどの担当課長に若干の説明不足があったと。今指摘されたようなことではなく、保育所に入っている子供たちにもそういう障害を持つ子供がいるので、そこにこういう遊ぶものを、遊具等を設置をするのだと、こういうことでありますから、舌足らずな面があったことをお許しをいただければなと、このように思います。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 今の説明でわかりました。

ただしかし、では保育所に行っていない子供たちが利用できるのですか。障害者、障害を持った子供が保育所に行っていない場合も利用できるのですか。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） こども館につきましては、保育所の園児ばかりでなく、幼児等が自由に来場することが可能ですので、中頓別町の子供たちがこども館でもって利用することは可能でございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 歳出の6ページですけれども、情報推進費です。その撤去、更新手数料と、あと更新委託業務ということで、かなりの金額になっているのですけれども、新規の計上ということですのでけれども、どういうことなのか。こういう撤去、更新することでどういうふうになるのかももう少し、済みません、説明していただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 今回のL G W A N に関しましては、これは総合行政ネットワークと言われているもので、平成15年のときに地域イントラの整備と同時に行ったものです。実は、この装置のL G W A N につきましては、平成21年3月末でもって保守サポートが終了することになっております。よって、以後の機器の故障が生じた場合については、修理を受けることができないこととなります。現この装置につきましては、もし故障すれば、インターネットの環境が遮断されたり、あるいはメール送受信ができなくなったり、それから後期高齢者医療システム、あるいは住基ネットの通信ができなくなるということになります。こういったことを踏まえていきますと、その影響は非常に大きいということもあります。今回この機器の更新が必要になっているということでもあります。現行ある機器を私どもが処分するというのはちょっと難しいところがありますので、そういった部分で工事等に関しても業者のほうに委託をかけるということになりますので、そういう意味でご了解いただきたいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 済みません。21年3月で保守サポート終了ということですね

れども、今回設置したものは年限2年とか、3年とかある一定の期限後にやはりサポート終了で、またこういうふうな経費がかかるのでしょうか。

○議長（石神忠信君） 遠藤総務課長。

○総務課長（遠藤義一君） 基本的には、5年サイクルという形で機器の更新がされるだろうというふうに思います。古い機器については部品そのものが生産されないということになりまして、使えても、もし万が一それがだめになれば、早急に直すための機器がないと、備品がないということになるということがほかの部分についても同じような状況になって、毎年いろんな機器の更新の予算を計上しているという状況ですので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（石神忠信君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第4号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号 平成20年度中頓別町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第6、議案第5号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第5号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算につきましては、奥村保健福祉課長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 議案第5号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ29万6,000円を追加し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ3億914万6,000円とするものがございます。

5 ページをお開きください。歳出、8 款保健事業費、2 項 1 目保健事業推進費では、2 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、5 9 万 4, 0 0 0 円とするもので、内容といたしましては旅費で 1 4 万 4, 0 0 0 円、需用費で燃料費として 5 万 2, 0 0 0 円、役務費で 1 0 万円、医療費通知郵便料の追加でございます。

歳出合計 2 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 9 1 4 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

続きまして、歳入、5 款道支出金、2 項 1 目調整交付金 2 9 万 4, 0 0 0 円を追加し、1, 6 7 9 万 7, 0 0 0 円とするもので、特別調整交付金ということで医療費適正化対策のための交付金ということで 2 9 万 4, 0 0 0 円を追加するものでございます。

7 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金では、2, 0 0 0 円を追加し、4 4 万 2, 0 0 0 円とするもので、前年度繰越金を充当するものでございます。

歳入合計 2 9 万 6, 0 0 0 円を追加し、3 億 9 1 4 万 6, 0 0 0 円とするもので、歳入歳出のバランスをとっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。ありませんか。

柳澤さん。

○6 番（柳澤雅宏君） ほとんどが道の補助金が入って、それに歳出があるのですが、普通旅費で、この分も道補助金の対象になって交付されているのかなと思うのですが、そうすると道関係の業務での旅費になるのかなと思うので、これに関する事業内容、これに伴う事業内容、どういう事業内容においてこの普通旅費が発生して、それに道の交付金が充てられるのか。そういう流れなのだろうというふうに私はちょっと思うので、その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 特別調整交付金につきましては、医療費の適正化対策事業ということで、医療費を抑制するためのいろんな事業に対して交付されるものでございまして、まず 1 点は、ここにも載っておりますけれども、医療費通知を被保険者に通知をして自分の医療費がどのくらいかかっているのかということでの事業等と、それとここにはないですが、レセプト点検等をして、間違っているようなレセプト請求がないのかだとか、あるいは予防するために保健事業を実施しておりますが、その保健事業に係る保健師等の研修旅費ですとか、あるいは会議等の旅費ですとか、そういうものに対して事業の対象になっているということで、ここで計上させていただいているものについては医療費を抑制するための会議等、あるいは保健師の研修等に対する旅費等についても対象になるということで計上させていただくものでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2 番（本多夕紀江君） 今のご説明を伺っていますと、かかった医療費について通知す

ることが医療費の適正化にもつながるといようなご説明だったと思いますけれども、申しわけありませんが、今の医療費の通知というのは年に何回とか、どういうふうなことになるのでしょうか。それと、10万円追加して、今までのやり方とどういうふうに変ったのか、そこを教えてください。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 医療費の通知につきましては、年6回各被保険者に通知をしておりますが、当初で5万5,000円計上しておりましたが、回数は変わっておりませんが、郵便料が不足したということで今回追加させていただくものでございます。

○議長（石神忠信君） 本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 年6回通知、当初5万5,000円を予算していたのが郵便料不足したというのですけれども、通知回数が6回で変わらなかったら、保険者数も極端にふえているということはないと思うのですけれども、当初予算の倍も追加するということはどういうことなのでしょう。

○議長（石神忠信君） 奥村保健福祉課長。

○保健福祉課長（奥村文男君） 当初の段階で予定で計上させていただいたのですが、件数等もふえているということもありまして、今回この金額が必要になってくるということでございます。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第5号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算を採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号 平成20年度中頓別町国民健康保険事業特別会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号

○議長（石神忠信君） 続きまして、日程第7、議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算の件を議題とします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（野呂智雄君） 議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算につきましては、青木国保病院事務長に内容の説明をいたさせます。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） 議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算についてご説明をいたします。

1ページをごらんいただきたいと思います。第1条、総則、平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計の補正予算は、次に定めるところによる。

第2条、収益的収入及び支出、支出について補正予定額はゼロ円で、既決予定額4億7,996万5,000円に変更はございません。

内容についてご説明をいたします。4ページをごらんいただきたいと思います。1款病院事業費用、1項医業費用、3目経費で30万円を減額し、6,610万7,000円とするもので、職員被服費では年度末までの看護師の新規採用があった場合の対応として5万円を追加し、賃借料ではテレビのリースを11月からとしたことにより83万円を減額するものです。また、諸会費については、総合診療を担う医師の人材育成をするために立ち上げられたNPO法人北海道プライマリケアネットワークへ加入したことによる会費10万円と、その研修医を受け入れるための指導医資格取得のための新臨床指導医養成講習会への参加費として8万円を追加したものです。交際費については、30万円を追加するものです。

続いて、6目研究研修費については、30万円を追加し、250万円とするもので、研修旅費について30万円を追加するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

本多さん。

○2番（本多夕紀江君） 支出のところですけども、諸会費のところですよ。NPOの会員になったことによって会費を納めると、新臨床指導医養成講習会に参加すると、その費用が上がっているんですけども、これに会員になって、この講習会に参加することによって臨床、その指導を受けるお医者さんが来年度とか、近い将来に中頓別に来るという可能性はあるのですか。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） ことしの10月に加盟をしたばかりでございます。この制度には北海道で27病院が加盟をしております。この中、この病院に対して後期研修、3年目、4年目、5年目の医師がここに参加をしていくという状況にあります。希望される研修医については非常に少ない状況にありますので、その27病院の中でとり合いといいますか、来ていただける研修医に対して啓蒙して、ぜひ我が病院にというような状況にあります。まだ加入して間もないということで宣伝不足等もありますので、すぐ来年からという状況には今至っておりませんが、継続していくことにより何とか研修医の確保、将来的な医師確保に向けていきたいというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 経費の交際費で、院長交際費で30万。交際費で30万追加ということなので、どういういきさつがあってこの交際費を上げるのか、やっぱり少し中身を教えていただかないと、ああ、そうですかというわけにもちょっといかないというふうに思います。

それから、研修旅費についてもやっぱり30万の旅費を再度追加するということなので、この中身もある程度看護師たちの研修なのか、院長たちの研修なのか、どういう研修等にこの旅費が使われるのか、おおむねの内容等でいいですから、教えていただきたいと思います。

○議長（石神忠信君） 青木国保病院事務長。

○国保病院事務長（青木 彰君） まず、交際費についてですけれども、当初予算のときに80万円を計上させていただいております。その枠の中で進めてきておりますけれども、毎年この時期に30万円ほど補正をしていただいております。内容としましては、旭川医大等への表敬訪問等に対して謝礼等について使っているということがあります。それと、各医大における教授等の就任等に対してのお祝いですとか、そういった形で利用させていただいているということと、お中元、お歳暮、そういった形で活用しているという状況にあります。

続いて、研修旅費の関係ですけれども、これは看護師、それから検査技師、それと医師、そういった方の、いわゆる医療スタッフの研修が主な内容であります。当初180万ということで予定をしておりますけれども、今後3月までの見通しの中でそれぞれ学会等への研修がございますので、それに対応する予算として計上させていただいております。

○議長（石神忠信君） よろしいですか。ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） それでは、質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認め、討論を終結し、これより議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号 平成20年度中頓別町国民健康保険病院事業会計補正予算は原案のとおり可決されました。

ここで議事進行上、暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午後 1時00分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を開きます。

◎日程の追加

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

ただいま藤田さんから発議第2号 事務検査に関する決議（案）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第2号 事務検査に関する決議（案）を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

◎発議第2号

○議長（石神忠信君） 追加日程第1、発議第2号 事務検査に関する決議（案）を議題とします。

本件について提出者より提案理由の説明を求めます。

藤田さん。

○7番（藤田首健君） 発議第2号。

平成20年12月15日、中頓別町議会議長、石神忠信様。

提出者、中頓別町議会議員、藤田首健。賛成者、同じく柳澤雅宏。

事務検査に関する決議（案）。

上記議案を別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

事務検査に関する決議（案）

地方自治法第98条第1項の規定により、次のとおり事務の検査を行うものとする。

記

1 検査事項

財務に関する事務の執行について（教育委員会等所管の公の施設の管理運営業務委託に関する事項）

2 検査方法

（1）関係書類及び計算書、管理運営業務委託先の事業報告書等の提出を求める。

（2）検査は地方自治法第110条及び委員会条例第5条の規定により委員7名で構成する公の施設の管理運営業務のあり方に関する特別委員会を設置し、これに付託して行なう。

3 検査権限

本議会は1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を公の施設の管理運営業務のあり方に関する特別委員会に委任する。

4 検査期限

公の施設の管理運営業務のあり方に関する特別委員会は1に掲げる検査が終了するまで閉会中もお検査を行なうことができる。

提出理由であります。本件は、平成20年第4回定例会で報告された随時監査結果について、行政の監視機関である議会としてみずから検査を行うものであり、町及び教育委員会が行う公の施設の管理運営業務委託のあり方、監査委員指摘事項等への措置の状況、今後の予算計上の有無等を見きわめるものであるということであり、

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（石神忠信君） 説明が終わりましたので、質疑を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 2点ほど質問いたします。

この件に関して特別委員会を設置しようとしているわけですが、今監査の内容を見ると、教育委員会が今後調査し、一定の結論を出すという形になると思います。そういう結果を見てからの調査になるべきものだろうと思うのですが、その点なぜ今まだ結論が出ない状況からやろうとしているのか、その理由をまず1点聞きたいと思います。

それから、もう一点は、当議会には常に問題が発生したときに調査をできるいきいきふるさと常任委員会があるわけでありまして、このいきいきふるさと常任委員会の機能をもってしても、これらの調査については十分に対応できるというふうに私は思います。なぜ特別委員会を設置するのか。

この2点を伺います。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 最初の質問でありますけれども、ここに理由を掲げてあるとおり行政の監視機関ということで、議会はそういった形でみずから検査を行うというのが第1点でありまして、随時監査結果については皆さんもご承知のとおり報告されております。しかし、書面上だけではそれ以上踏み込めないという部分もありますのと、これから町のほうでもいろいろそのほかにも問題があるかないか調べてみるということもありますので、その調べる過程についてだとか、あるいは調べた結果どうだったとかということもやっぱりきちっと議会として聞かなければならぬというのもありまして、常任委員会も確かにそういう形でありますけれども、常任委員会の場合はあくまでも政策的な勉強の場といえますか、そういったものと、それからこの特別委員会設置するということは、それとは別個で性質が違ふということでもあります。そして、7名の委員で構成するということですが、この件に関してはやはりそこにかかわっている議員さんもおるということで、そういう格好で進めていくというほうが正当であるというふうに考えております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 悪いですが、きちっと答えてくれないです。

○議長（石神忠信君） 東海林さん、質疑ですから、このあれに質疑を……

○3番（東海林繁幸君） だから、もう一回質問します。

ですから、今まさに調査中なので、そのことを把握した上でやらなければならないことだろうと。まず、過程の中でこれをする必要があるのかなというのが第1点。

それから、そこら辺先ほど報告があったという言い方をした。報告なんかまだしてないでしょう、教育委員会から。報告はしていませんよね。報告があったからというような言い方なので、それちょっとお間違いになっているのではないかと思います。報告がない段階でのことを言っているわけで、その辺もう一度確認します。

それから、問題は特別委員会でなければできないのかどうか。常任委員会の機能でやれないものなのですかと、調査を。それを聞いているのです。

○議長（石神忠信君） 藤田さん。

○7番（藤田首健君） 先ほどのあれは、なぜ今だということでしたけれども、監査委員の報告ということで私申し上げたつもりでしたけれども、それに沿ってということでした。

それから、やはりここでも言われているとおり議会みずから検査を行うものだとということで、議会の責任においてやるということです。

それから、もう一つ、特別委員会でなければなぜだめだと言ったのは、先ほど申し上げましたとおり常任委員会で緊急の場合にはいろいろなものが取り上げられますよと。そして、そういうことも同じようにできるというのもあります。だけれども、あくまでも常任委員会は、中頓別の場合は単一常任委員会で全員なわけであります。そうした場合にやはりそれにかかわる当事者も含まれるということから、これはやっぱりきちっと最初からそういった意味ではその人は入らない形の中で、特別委員会という形で進めるのがよろしいというふうに私は解釈しております。

○議長（石神忠信君） 東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 特別委員会のことは同じことを繰り返してもしょうがないですから、常任委員会であれば当事者が除斥するのが当たり前の話ですから、別にそんなことは特別委員会にしなければならない理由にはならないと思います。その辺もう少しお考えいただければと思います。

それと、もう一つです。さっき言っているように監査委員は報告ではないのです。監査委員が報告した、報告したと言うが、監査委員は報告ではないのです。その辺について報告があったからという言い方したので、その辺を確認したかったのです。

以上です。

○議長（石神忠信君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 質疑なしと認め、質疑を終結し、討論を行います。

東海林さん。

○3番（東海林繁幸君） 今質疑したような内容と一緒になりますけれども、殊さら今の段階、今の状況、今教育委員会が調査するという段階で、結論も見ずに特別委員会なるも

のをつくる必要はないだろうと。審議する、調査する内容があれば、常任委員会でもできるわけですから、私はもう少し経過を見た段階で検討すべき事項ではないかと思しますので、この決議案には反対させていただきます。

○議長（石神忠信君） 反対討論がありましたけれども、賛成討論。

柳澤さん。

○6番（柳澤雅宏君） 先ほど提出者の藤田さんも説明しておられましたが、この件について監査報告の中では返還と、それから適正な措置を求めているわけで、教育委員会のほうでは監査報告が事実であるかも今後調べていきたいということでもありますので、藤田さんが言われたように議会は議会として独自にやはりこの調査を、検査をしていくべきものであるというふうに思います。そういった観点からも私は特別委員会を設置して、随時議会は議会で独自で検査をすべきであるというふうに思いますので、この議決に関して賛成したいというふうに思います。

○議長（石神忠信君） 反対討論ありますか。

村山さん。

○4番（村山義明君） この件につきましては、きのう教育委員会が調査するというふうに言ったばかりですので、その調査の結果がどうなったのかと、そういう報告を受けてからで、そのときにその結果報告によっては特別委員会をつくると、そういうことではないのかなと。それまでは、常任委員会の所管事務調査に1項目上げておけば、いつでもやれるわけですから、だからその中で報告をしていただくということも可能なわけで、今から急いで特別委員会をつくる理由はないなというふうに私は思います。

○議長（石神忠信君） 次、賛成討論お願いします。

星川さん。

○5番（星川三喜男君） 賛成ということで私から一言言わせてもらいたいと思います。

今まで2人の反対の意見も出されておりますけれども、私は柳澤議員さんの発言に対してそのとおりでなと思っておりますし、一個人、私の個人の意見といたしましては、この中には当事者である議員という方もおられますので、町民に対してやっぱり私たちが説明をする義務もあります。それであれば、議員独自で調査をして、早いうちに町民の皆さんに聞かれたときの対応策として努めるのが議員の私たちの職務だと思っておりますし、こういうことですので、お金、金銭の大小にかかわらず、返還というような監査委員さんからの報告もありますので、その点を早急にやっぱり私たち議員みずから調査をして、検査していくべきだと、私もそのとおりでなと思っております。

○議長（石神忠信君） 次に、反対討論お願いします。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石神忠信君） 討論なしと認めます。

反対討論がありますので、採決は起立採決によって行います。

発議第2号 事務検査に関する決議（案）に賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（石神忠信君） 起立多数。

よって、発議第2号については可決されました。

(「ちょっと休憩で」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） 暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時15分

再開 午後 1時16分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

お諮りいたします。ただいま設置されました公の施設の管理運営業務のあり方に関する特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

したがって、公の施設の管理運営業務のあり方に関する特別委員会の委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時17分

再開 午後 1時26分

○議長（石神忠信君） それでは、休憩前に戻り会議を続けます。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（石神忠信君） 日程第8、閉会中の継続調査申出の件を議題とします。

本件については、いきいきふるさと常任委員会、議会運営委員会の各委員長からお手元に配付したとおり申し出があります。

お諮りします。本件について各委員長申し出のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（石神忠信君） ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査については各委員長の申し出のとおり決定いたしました。

◎閉会の議決

○議長（石神忠信君） お諮りいたします。

本定例会の会議に付された事件はすべて終了しました。

よって、会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石神忠信君) ご異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決しました。

◎閉会の宣告

○議長(石神忠信君) これで本日の会議を閉じます。

平成20年第4回定例会を閉会いたします。

(午後 1時26分)

上記会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

中頓別町議会議長

署名議員

署名議員